

令和2年度第4回江東区環境審議会会議録

1 日 時 令和3年3月23日(火) 午後2時00分 開会
午後3時12分 閉会

2 場 所 江東区文化センター3階 第1・2研修室

3 出席者 < >は欠席

- (1) 会 長 柳 憲一郎(明治大学教授)
副会長 長谷川 猛(元東京都環境局理事)
委 員 芦 谷 典 子(東洋大学教授)
奥 真 美(東京都立大学教授)
村 上 公 哉(芝浦工業大学教授)
市 川 英 治(東京商工会議所江東支部副会長)
岡 野 俊 也(東京ガス株式会社東京東支店支店長)
平 岩 直 哉(東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長)
< 池 崎 一 雄(区民委員・江東区立中学校PTA連合会長) >
岡 本 一 恵(区民公募委員)
田 中 真 司(区民公募委員)
堀 川 幸 志(区議会・区民環境委員会委員長)
河 野 清 史(区議会・区民環境委員会副委員長)
- (2) 幹 事 林 英 彦(環境清掃部長)
関 戸 佳 子(環境清掃部温暖化対策課長)
西 野 裕 音(環境清掃部環境保全課長)
大 塚 尚 史(環境清掃部清掃リサイクル課長)
綾 瀬 邦 雄(環境清掃部清掃事務所長)

4 議 題

- 審議1 江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について
報告1 令和2年度カーボンマイナスこどもアクション事業の実施について
報告2 令和3年度環境関連施策の予算概要について
報告3 急速充電器整備事業の見直しについて

事前配付資料

- 資料1 江東区環境審議会委員名簿

資料2	江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る諮問文（写）
資料3-1	江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について
資料3-2	江東区一般廃棄物処理基本計画の位置付け
資料3-3	江東区のごみ量と人口の推移
資料3-4	江東区資源回収品目
資料3-5	第四次循環型社会形成推進基本計画の概要
資料3-6	プラスチック資源循環戦略（概要）
資料3-7	東京都「ゼロエミッション東京戦略の概要」
資料3-8	東京都「プラスチック削減プログラムの概要」
資料4	江東区環境審議会専門委員会委員（案）
資料5	令和2年度カーボンマイナスこどもアクション事業の実施について
資料6	令和3年度環境関連施策の予算概要について
資料7	急速充電器整備事業の見直しについて
資料8	令和2年度第3回環境審議会会議録（案）

◎開会

環境清掃部長 本日は、お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。
前回と同様にウェブ会議での併用で進めさせていただきます。ご審議のほど、よろしく
お願いいたします。

それでは、ただいまより令和2年度第4回環境審議会を開催いたします。

初めに、会議を進めるに当たっての諸注意と出席状況について、事務局から報告いたし
ます。

温暖化対策課長 温暖化対策課長の関戸でございます。

諸注意につきまして御案内いたします。前回、会議の状況が分かりづらいというご意見
をいただきましたので、2点ほど修正対応いたしました。

まず1点目でございます。1台のカメラで会議室の状況を文字としてスクリーンへ表示
いたします。前方のスクリーンに、「発言中、温暖化対策課長」とございますが、そのよ
うな表示をいたします。

2点目でございます。前回は前方のカメラ2台で全体の状況を映していましたが、今回
はまず1台は会議室全体を、もう一台につきましては職員が発言者のほうに向けるよう手
配したいと存じます。

そして今回、柳会長が会議室より御参加いただいておりますので、御発言の際には、お
手数でございますが、挙手の上、柳会長からの御指名をお待ちいただくようお願いいたし
ます。また、マイクは少し離して御利用してください。

次に、委員の出欠状況についてですが、改めまして会議室より御参加いただいている委
員を御紹介いたします。柳会長をはじめ、長谷川副会長、芦谷委員、市川委員、岡野委員、
岡本委員、田中委員、堀川委員の8名でございます。また、4名の委員の方々がウェブか
ら御参加いただいております。

それでは、ウェブから御参加の方に接続状況の確認を兼ねてお名前をお呼びいたします
ので、御返事いただきますようお願いいたします。

奥委員、いかがでございましょうか。

奥委員 はい、聞こえております。よろしく申し上げます。

温暖化対策課長 ありがとうございます。

村上委員、いかがでございましょう。

村上委員 聞こえています。よろしく申し上げます。

温暖化対策課長 ありがとうございます。

平岩委員、いかがでございましょう。

平岩委員 はい、聞こえております。よろしく申し上げます。

温暖化対策課長 ありがとうございます。

河野委員、いかがでございましょう。

河野委員 はい、聞こえています。よろしくをお願いします。

温暖化対策課長 皆様ありがとうございます。

また、池崎委員におきましては欠席の連絡をいただいておりますので、本日の出席は12名でございます。したがって、審議会開催の定足数を満たしていますことを、まずご報告いたします。

次に、本日、2名の方より傍聴したい旨の申出がありましたので、入室を行います。

(傍聴人入室)

温暖化対策課長 入室が完了いたしました。

また、本日の資料につきましては次第のとおりとなっておりますので、お手元に資料を御準備ください。

私からは以上でございます。

環境清掃部長 それでは、議事に入らせていただきます。

会長、よろしくをお願いします。

柳会長 分かりました。それでは、早速、議事に本来は入る予定ですが、それに先立ちまして、令和2年度第3回環境審議会の会議録の承認について、最初に諮らせていただきます。

前回第3回の会議録につきましては、御発言いただきました委員の皆様、発言箇所について確認をいただいたものを会長として承認いたしました。この場でこの会議録につきまして正式に御承認いただき、一般公開と区のホームページに掲載を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

柳会長 ありがとうございます。それでは、第3回の会議録は御承認いただいたということにさせていただきます。

それでは、議題の審議に入りたいと思います。

◎審議1 江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について

柳会長 審議事項の1ですが、「江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について」、担当課からご説明をお願いいたします。

清掃リサイクル課長 改めまして、清掃リサイクル課長の太田でございます。恐れ入ります、資料2をご覧ください。

まず、本日は諮問よりお願いしたいと存じます。江東区長より、江東区環境審議会会長への諮問となりますが、本日、江東区長の山崎区長が他の公務により欠席のため、環境清掃部長の林より代読させていただきます。

それでは、柳会長、林部長、前方のスペースをお願いいたします。

環境清掃部長 区長に代わりまして、代読させていただきます。

「江東区環境審議会会長、柳憲一郎殿。江東区リサイクル条例第7条の規定により、下

記事項について、貴審議会に意見を求めます。

1、江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る当該基本計画に盛り込むべき考え方について」。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、この清掃事業、また環境事業をめぐる情勢につきましては、多くの課題がございます。ぜひ区政に貢献できるような形でもって審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

柳会長 了解しました。

清掃リサイクル課長 ありがとうございました。

それでは、改めまして審議の内容につきまして、担当課より説明させていただきます。資料3-1から3-8になります。

まず、資料3-1をご覧ください。1、計画の法的位置づけでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条で、区市町村に一般廃棄物処理計画の策定が義務付けられております。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定により、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画、それと、その基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画で構成するものとされてございます。

先ほど諮問がございましたのは、このうち基本計画の改定に係るものでございます。また、江東区清掃リサイクル条例におきましても、一般廃棄物処理計画を定めるものと規定されてございます。これらの規定につきましては、この資料の4ページに記載してございますので、後ほどご参照願います。

恐れ入ります、資料3-2を併せてご覧ください。江東区一般廃棄物処理基本計画の位置付けでございます。

この基本計画は、江東区長期計画や江東区環境基本計画の個別計画に当たる位置となります。計画の策定にあたりましては、廃棄物処理に係る各種法令や国の計画を踏まえるとともに、東京都、また東京二十三区清掃一部事務組合など関連自治体の廃棄物処理計画と整合性を考慮して、策定していくこととなります。

そして今回、新たに食品ロスの削減の推進に関する法律が制定されたことに伴いまして、新計画の中に、食品ロス削減推進計画を位置づける形で策定する予定でございます。

恐れ入ります、資料3-1にお戻り願います。そちらの1ページの2、改定の目的等でございます。来年度は現行計画の計画期間、こちらは令和8年までの計画となっておりますが、この中間年度に当たります。現行計画策定後、本区は江東区長期計画や環境基本計画を改定してございます。これらの計画との整合性を図るとともに、都や国の動向、また、清掃事業を取り巻く社会状況の変化を踏まえまして、新しい計画を改定するものでございます。

3、前回改定後の清掃事業を取り巻く状況の変化でございます。（1）現行計画の目標

値の進捗状況でございますけれども、2ページ目上段をご覧ください。そちらの表をご覧くださいように、現行計画では4つの基本指標に令和8年度の目標値を掲げてございます。令和元年度の区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量及び区収集ごみ量につきましては、平成27年度から逡減傾向にございますけれども、資源化率につきましては、目標値に対して厳しい実績値となっているのが現状でございます。

併せて、資料3-3をご覧ください。基本指標の基準年度である平成27年度からの人口とごみの量の推移でございます。令和元年度と平成27年度を比較しますと、人口は4.1%増加しているのに対し、ごみ量は全体で1.8%の減少という状況でございます。

資料3-4をご覧ください。本区が行っております資源回収品目、現行のものでございます。現行計画期間中に、新たに開始した品目は、表下部の2品目、家庭で余っている食品と不用園芸土になります。家庭で余っている食品につきましては、平成29年度の環境フェアと区民まつりからイベント回収を開始いたしまして、清掃リサイクル課の窓口でも年3回ほど拠点回収をしておりました。令和2年12月からは、民間企業の無印良品が有明ガーデンの中にできたこととタイミングを合わせ、協定を結びまして、無印良品東京有明にて、食品の常設回収も開始してございます。併せて令和3年1月からは、清掃リサイクル課窓口でも常設回収を開始いたしました。回収した食品は、セカンドハーベストジャパンというフードバンクの団体を通じまして、福祉団体や施設に提供させていただいております。

また、不用園芸土につきましては、本来は廃棄物ではないのですが、処分方法に困っているとの声が多くありましたので、平成29年度から、環境フェアでイベント回収を開始いたしました。回収した土は、培養土として再生し、ある程度の量がたまった段階で環境フェアや区民まつりで配布する予定です。

資料3-1の2ページにお戻り願います。(2)回収方法の変更・回収品目の拡大でございますが、平成28年9月から、蛍光灯、乾電池等の水銀を含んだ廃棄物の回収を、それまで拠点回収として、公共施設、それから商業施設等で場所を決めて行っていたんですが、燃やさないごみの日での集積所回収に変更いたしました。ほかのごみを集めているのと同じ場所での回収というふうに変えてございます。

また、家庭で余っている食品につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

(3)国、東京都及び23区の動向でございます。国は、平成30年に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を行うことを掲げるとともに、令和元年5月に、プラスチック資源循環戦略を策定してございます。また、昨年10月には、菅首相が所信表明で2050年までにCO₂排出量の実質ゼロを宣言したのは記憶に新しいところでございます。

さらに、今月9日には、プラスチック資源循環促進法案が閣議決定され、今国会での成立を目指しているとされておりますが、この法律では、ワンウェイプラスチックの削減について、企業に回収や代替素材使用を求めており、併せて行政に対しては、製品プラスチ

ックについて、容器包装プラスチックと混合での回収や再商品化について、大きな枠組みを定めていくということになってございます。

次に、東京都の動きですが、令和元年12月に、平均気温の上昇を1.5度に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取組、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定してございます。併せて、重点的対策が必要な3つの分野の一つとして、より詳細な取組内容を記したプラスチック削減プログラムを策定しております。

次に、23区ですが、清掃工場等のアンバランスを調整する清掃負担の公平についての基本的な考え方において、各区は引き続き協調してごみの減量とリサイクルの推進に取り組み、区収集可燃ごみの減量目標として、平成20年度比で1人当たり20%減の達成を目指すこととしてございます。

資料3-5をご覧ください。国の第四次循環型社会形成推進計画の概要でございます。上部の大枠が将来像で、下部の大枠がそれに対する国の取組でございますが、特にプラスチックについて力を入れていくことが明確になってございます。

資料3-6をご覧ください。国のプラスチック資源循環戦略の概要でございます。背景といたしましては、廃プラスチックは有効利用率が低く、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な問題になってございます。また、我が国は世界で2番目に1人当たり容器包装プラの廃棄量が多い国となっております。さらに、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築する必要があります。

これらへの対策として、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくために、エネルギー源を再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨とするものでございます。

資料3-7をご覧ください。こちらは東京都ゼロエミッション東京戦略でございます。先ほど申し上げた2050年にCO₂排出量実質ゼロに貢献するためのロードマップとなっておりますので、後ほどご参照願えればと思います。

資料3-8をご覧ください。東京都のプラスチック削減プログラムの概要でございます。都が目指す2050年の姿として、CO₂実質ゼロのプラスチック利用、海洋プラスチックゼロが掲げられてございます。2030年目標としては、家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量を2017年度比で40%削減というのが掲げられてございます。これらの達成に向けた施策としては、右のほうに記載がございしますが、使い捨てプラスチックを減らしていくことや、廃プラスチックの国内循環利用促進など、国のプラスチック資源循環戦略を踏まえた内容となっております。

また、今年1月には都知事がダボスアジェンダ会議にて、2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減、再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくことというのを表明してございます。今後、CO₂削減に向けての取組はますます加速していくこと

が求められてございます。

資料3-1の3ページにお戻り願えればと思います。4の改定の視点、こちらでございますが、次の3つの視点のもとに改定を行ってまいります。

まず1つ目は、持続可能な開発目標、SDGsとの関連性を整理し、世界的な目標の達成に積極的に貢献するため、施策の検討を行ってまいります。

2つ目には、新たに江東区食品ロス削減推進計画を策定し、新計画に盛り込みます。

3つ目には、清掃負担の公平で定めた23区としての共通の目標、こちらのほうを踏まえて、江東区の目標との整合性を図ってまいりたいと考えております。

次に、5として、改定方法ですが、本審議会に専門委員会を設置していただき、集中的に議論していただきたいと考えてございます。また、アンケートやパブリックコメントによって、区民、事業者意見を反映してまいります。新たな計画は、来年3月を目途に策定してまいる考えでございます。

6、今後の予定でございますけれども、専門委員会では7月頃までに4回程度、ご議論いただき、9月答申というスケジュールで考えてございます。

最後に、一般廃棄物処理基本計画についてご説明いたしましたが、次年度には別途、江東区災害廃棄物処理計画も策定してまいります。こちらは、行政内部での連携の部分や、災害想定に基づく処理量の算出等がメインになってまいりますので、行政内部に検討組織を設け、策定を進めた後に、本審議会にもご報告をさせていただく予定でございます。

また、次に専門委員会について少し説明させていただきます。

江東区環境審議会専門委員会は、江東区環境基本条例施行規則第7条におきまして、会長が必要があると認めるときは、審議会から付託された事項について調査研究するため、専門委員会を置くことができると規定されてございます。この規定に基づきまして、専門委員会の設置をお願いするものでございます。

専門委員会の委員と委員長の選任につきましては、同じく施行規則第7条で、会長が指名するものと規定されてございます。この規定に基づきまして、専門委員会の設置と合わせて、委員の選任をお願いしたいと存じます。

なお、専門委員会で取りまとめられた内容につきましては、本審議会にご報告申し上げまして、ご審議いただく予定でございます。会長、どうぞよろしく申し上げます。

また、説明のほう、長くなりましたが、以上でございます。よろしく願いいたします。

柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま区長より諮問を受けました一般廃棄物処理基本計画改定に係る説明について、何かご意見、ご質問等はございますか。

堀川委員、どうぞ。

堀川委員 今、いろいろ大変説明が長くて、聞いているほうが大変でございましたけど、本当にお疲れさまです。特にプラスチック資源環境の話があったのですが、ごみの収集では江東区の場合は、プラスチックは一般家庭のごみと一緒に出していると思うんですけど、

この資源収集のプラスチックはどのような形で集めているのでしょうか。

あと今、江東区はプラスチックも一般家庭ごみで出していますけど、各区はどんな状況になっているのか。各区によって違うと思うのですが、その辺の説明をお願いします。

清掃リサイクル課長 今ありましたプラスチックの取扱いなのですが、まず江東区に関しましては、容器包装プラスチックといいます、瓶、缶、ペットボトルと、それからペットボトル等の外袋になりますプラ製の部分、こちらに関しましては、資源の日に瓶、缶、ペットボトルを集めるのと同時に、カサカサのプラスチックに関しましては、集積所で回収してございます。

また、それとは別に、広い意味では容器包装の中に入るのですが、スーパーで肉や魚を買ったときに載っかっている発泡トレーに関しましては、資源として別途、集めてございます。こちら、それぞれリサイクルルートに乗せて処理をしているところでございます。

23区の中で、先ほど委員のほうからあった、一緒にごみとして出していると言っていた分は、製品プラスチック、文具であったりだとか、おもちゃであったりとか、そういうプラスチックに関しては、江東区では現在のところまだ燃やすごみの中に入れてございます。ちなみに製品プラスチックに関しては、ほとんどの自治体で、まだ23区に関してはサーマルリサイクルということで燃やすごみの扱いになってございまして、2区、千代田区と港区だけは今、製品プラスチックを別立てで集めている区があるというのが現状でございます。

この容器包装プラスチックに関しまして、先ほど申し上げたカサカサの部分だったり、袋状のもの、こちらに関しましては、容器包装リサイクル法というのがございまして、それに基づいて、23区はできるだけ資源として集めようということにしているのですけれども、現在そちらの容器包装プラスチックの回収を全てやっているのが12区。それ以外には、例えば一部だけ、発泡トレーだけ集めていますというところであったりだとか、部分的にやっているところだったり、あるいはごみ収集のように各集積所では集めていないけれども、拠点回収で集めているというようなところ、そういうような一部実施というのが10区。それから、今のところ容器包装に関しては一切集めないで燃やしているところが1区というような状況でございます。

江東区のほうは、容器包装に関しては全てリサイクルとして実施している12区の中に入っているのが現状でございます。

以上でございます。

柳会長 どうぞ、堀川委員。

堀川委員 説明ありがとうございます。私が質問しますのは、プラスチックの公害をいろいろテレビなんかでも放映していますけれども、大変な大きな社会問題、国際問題になっているわけですが、私は江東区でやっている一般の廃棄物の際にプラスチックを燃やすことは、かえっていいのではないかなと思っています。

トレーの話が出ましたが、トレーもきれいに洗って出せばいいんですけど、そのまんま

出す人はトレイ、駄目ですよと、廃棄物に出してくださいということで、ごみ収集でやっていますけど、確かに江東区では分別はよくやっていますよ。瓶、プラスチック、缶とか、ちゃんとやっているのは、毎週、1週間に1回ずつやっていますからいいと思いますね。でもあれも大変だと思うのですが、それから、ちらっと聞いたのですが、一般の家庭ごみの中にプラスチックが入っていると、その辺はどうなっているのでしょうか。

清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長です。

23区では、まずそのプラスチックに関しまして、平成20年まではこちらのほうを不燃ごみとして集めておりまして、プラスチックを昔、不燃ごみとして集めていたときには、そのまま中央防波堤の埋立地に埋めていました。

ですが、その当時で中央防波堤、新海面処分場まで入れて、30年の残余期間しかないと言われていまして、その残余期間を延ばすというのが至上命令であった中で、じゃあ、どのようにしていくかという中で、プラスチックは燃えるごみにして、サーマルリサイクルをしようとして一旦、方向が決まりました。

ただ、一方でこのプラスチックのサーマルリサイクル、確かに石油なのでよく燃えるんですけれども、CO₂のほうの排出というのも、やはり大きくなってきます。今、容器包装を燃えるごみと分けて、リサイクルルートに乗っけて集めているものはどうしているかといいますと、一部はマテリアルリサイクルとして、コンテナ状のものとかプラスチックの製品に生まれ変わる。それから、そうでないものに関しましては、ケミカルリサイクルとして、製鉄工場などで本来であれば石炭を使わなきゃいけないところで、石炭の代わりとして使う、代替燃料として使うことによって、CO₂の削減というのに活用しているところがございます。

ですので、エネルギー効率としては、確かに燃えるごみの中に入っているとよく燃えるものではあるのですが、全体的なCO₂の発生であったり、それから化石燃料の使用を抑える点というところからすると、今はこの容器包装のリサイクルのルートに乗せて処分するのが適当であると言われておりまして、国のほうでも、プラスチックに関してはできるだけ分けて資源として集めて活用していくようにというところは、方向づけが最近されているところがございます。

以上でございます。

柳会長 よろしいでしょうか。

堀川委員 はい。

柳会長 今の堀川委員の質問に関連ですけれども、今、清掃課長がご説明になりましたが、有明と中防不燃の粗大ごみの処理施設、ここでこれまで不燃ごみについては対応してきたところ、これは全量焼却というふうの方針を転換しましたよね。その方針の転換によって、CO₂の排出量はかなり増えると。僕の計算では5割ぐらい増えているのではないかなということで、東京都がいま出している2050年のゼロエミッションの計画と齟齬を生じていると。でも二十三区の事務組合の方針では今、今後改定するこの中防不燃の粗

大ごみの工場を、あと七、八年かかると思いますが、それを改修するわけですね。そこでもやはり今の計画ではそれは焼却していくということで、新海面の埋立場の逼迫の問題がありますから、そういう形で方針を出されているということもありまして、このことについては今、東京都のアセスにかかっている、江東区長の意見も参考にしながら今、審議をしているという、そういった段階にありますけれども、いろいろと区のこの資料の3-3の作り方、これは燃やさないごみとなったものが、結局、燃やしていく方向になっていると、令和元年度までですけれども、令和2年度以降、ここをどういう形で整理するのかというのは1つ課題になっているんじゃないかなと、そういうふう感じました。堀川委員のご質問、懸念に関連して、発言させていただきました。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

はい、芦谷委員、どうぞ。

芦谷委員 芦谷でございます。

今、会長が御指摘になられた東京都のゼロエミッション、そのことに関連して、本計画の改定の視点、令和8年度の目標値は例えばどのような視点といたしますか、根拠で、この数字を目標値にされたのかについて、最初にお聞きいたします。

清掃リサイクル課長 現在の目標値、資料3-1の2ページのところの一番上の表の令和8年度というところがございますが、これは基本的には江東区は今まだトータルすると、年間に何千人か人口が増えているというところで、トータルのごみ量を予測するときに、人口増によるごみの量の増、それから全体にごみ排出に関しては1人当たりで換算していくと、資源化をする努力、それからごみを減らす努力で少しずつ落ちていっている。そういうようなところを合わせて、人口推計と、それから1人当たりが出てくるところの減というところを合わせて推計をして、出してございます。

また、これをつくったのが平成27年度ですが、その時点で基本的には不燃ごみに関しましても資源化の実験も行っておりましたし、江東区に関しては容器包装プラスチックに関しても、23区全体としてはサーマルリサイクルの方向というところを出していたところなんです、江東区に関しては分別回収をして、資源化をしてきたという流れですので、大きな方針としては現在の視点と変わらないところで目標のほうは設置しているところでございます。

以上でございます。

柳会長 よろしいでしょうか。引き続きどうぞ。

芦谷委員 引き続き、質問させていただきます。目標値というものを定めるときに、理想の数値にもとづいて定めるのか、あるいは、現状を加味した上で定めるのか、本日、ご用意いただいております会議資料や、事務局のご説明、会長も触れておられましたような、江東区の人口が増加しているという現状をある程度加味した上で目標値を定めるのかというところは、難しい問題ではないかと思えます。今回の改定に際しましても、プラスチックごみの削減、これはリサイクルを増やしていくということでもあると思うのですが、

またそれは、気候変動の緩和策に相当していると思うのですが、その一方で、適応策と言っていいかどうか分かりませんが、江東区では人口が増えていくという、あるいは都市化が進んでいくといった経済的な意味では嬉しい一方で、環境面では負荷がかかりやすい現実があるように拝察します。この現実には、どう適応してゆけばいいのか、という課題もあると思います。

このような、理想としてこれぐらい削減したいというところと、現実的に増加を受け入れなければならない部分を、どの辺りでなじませていくのか、なじむところを探していくのかということについては、どのように考えればよいのでしょうか。非常に難しい課題だと思っておりますが、どういった視点で改定されるのがよろしいのでしょうか。理想から行くのか、ある程度、こういう現状というものもあるというのを洗い出していって、その中で何か妥協点、あるいは現実への対応といったところを探すという方向に行くのか、どのような形なのかなど、もしイメージがあればお伺いできればと思います。

清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長です。

今、委員からご質問のあったところなんですけれども、こちらは過去の傾向値から見ていくところというのはある程度、現実のところに対応するところかと思うんですね。ただし、全部が過去の推計ではなくて、そこの中からどれだけごみに入っている資源を資源化のほうに回していくかということに関しましては、理想を見ていく部分というのがその部分で入ってくるのだと思います。

完全に理想値だけというところではなくて、逆に完全に過去の推計値だけでもなくて、推計だけでいってしまえばここまでしか行かないんですけども、そのところに新たな施策等をやりながら、さらに落としていくというところで目標値のほうは定めているので、そのところ、どのぐらい個人の1人当たりにしていったときに、ごみから資源化のほうに回せるかということに関しては、ある程度、理想を見ておいていっているところでございます。

その上で、先ほどの人口増の部分、それから事業系の企業ということもまだ増えてございますので、そういうところで、総量としてはごみがまだある程度増えていく部分というのは、どうしてもやむを得ない部分があると。ただし、少なくともそれを1人当たりの住民にしていったときに、1人当たりが出すごみの量というのは減らしていこうと、そういうような視点になっています。

ちなみに、江東区の今の区民1人当たりの区収集ごみ量というのは、23区の他区のところの目標値と合わせて見ても、割と厳しめの目標値になっておりまして、これからこれを減量の目標値であってもどのように落としていくのか。多分これで現状と比べると、約10%ぐらいはまだ落とさなきゃいけないというところなので、ごみの中にある資源をいかにして落としていくかということについては、かなり頭を絞っていかなきゃいけないところでございますので、そういう意味では、単純な過去の推計ではなくて、理想的な部分というのを目標値に含ませたものであると理解していただければと思います。

以上です。

柳会長 どうぞ。

芦谷委員 続けてですが、今お話を伺いましたところで、江東区は23区のほかの区と比べても、より厳しい目標を定めておられるということで、区の立ち位置としては、引き続き、フロントランナーのような立ち位置で、気候変動対策の先導者としてのイメージで、改定に向かわれるということでよろしかったでしょうか。

柳会長 今の質問ですけれども、他区の一般廃棄物の改定計画というのは、最近、二、三、私は目にしたんですけど、結構先進的な取組をかなりされているんですね。ですから、そういう他区の取組も参考にしながら検討していただくとよろしいかと思います。

ほかにいかがでしょうか。岡野委員、どうぞ。

岡野委員 東京ガス東京東店の岡野でございます。

質問というわけではないんですけど、まず、清掃事業全体については、これは23区で今やっている極めて重要な事業であると考えております。私どもはエネルギー会社でありまして、二酸化炭素の排出削減というのにかなり積極的に取り組んでおりますけれども、そうした視点から見ますと、特に前回のこの審議会でも出ましたけれども、清掃工場の排熱を利用したごみ発電などを公共施設、こういったものに利用して、かなりこういったことで二酸化炭素の排出削減というものに、地域に貢献できているんじゃないかなと思っております。

今回は一般廃棄物の削減というお話でございます。その中でも特に食品ロスの話もテーマに上がっているということであります。私ども東京ガスグループの中でも、例えばガスコンロを使って料理をする際に、できる限り食品の廃棄物を少なくするような調理方法ですとか、あるいは省エネを意識した調理方法とか、そういった取組、あるいはそういったメニューの紹介というものをかなりやっているということであります。現実的にこういう食品ロスの削減とかそういうのをやろうとしたときには、区民の一人一人の方々のこういったきめ細かい取組の積み重ねが1つ重要なんじゃないかなというようなことを感想として思った次第でございます。

以上です。

柳会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。ウェブのほうで、じゃあ、河野委員、どうぞ。

河野委員 すみません、私のほうからは、今回、計画の中で食品ロスの削減計画が新たに入るということで、何点か質問というか確認させていただきたいんですが、やはり食品ロス削減に向けては連携が大事で、特に個人だけではなく、やはり国民運動としていきたいということであつたわれていると思いますが、先ほど事業者さんの連携というところでは、やはりそういう各企業で努力されているなと思うんですけど、大半の廃棄物に占めるのは事業者さんが多いということで、江東区として事業者への関わり方、連携の仕方というのはどのようにこの計画の中で考えていくのかお聞きしたいのと、あと今、高齢化が進んで

いまして、先日、神戸市の調査ですと、高齢の単身世帯はほかの世帯に比べて1人当たりの食べ残しが多いような調査報告もありまして、このように生活に関していろんな調査、データを基に、区民への働きかけ、どのように考えているのか。

あと3点目が、先ほどフードドライブの件、清掃リサイクル課と無印良品東京有明で行っておりますが、今後このフードドライブについて、さらなる拡充なりをこの計画の中で考えていくのか。

4点目が、昨年、国連の世界食糧計画協会のゼロハンガーチャレンジなどで、食品ロス削減で発展途上国の飢餓救済につなげるキャンペーンを行っていたんですが、このような取組を区として今回、計画の中で関わりを考えているのかお聞きしたいと思います。

先ほどのプラごみの削減の件ですけど、今、本区も分別回収、かなり区民の方も努力されて定着してきたかなと思うんですが、今回の中で、先ほどあった文具やおもちゃなどのプラスチック製品がリサイクルの対象として基本方針で明記されましたけども、今後、区民の中の生活への影響など、今回の対応はどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長です。

まず、一番最初の食品ロスにおける事業者への関わり方なんですけれども、これはやっぱり事業系から出る食品ロス、非常に多いと言われていまして、まず現在のところやっているのは、特に食品ロスの多く出る飲食店に関しまして、江東区では、一昨年の途中から、食べきり協力店という認定制度を始めてございます。

こちらは今現在30店舗なんですけれども、要はお店のほうにお客様に小盛りのメニューを提供していただいたりだとか、あるいは自由に食べる量を選べるようにしていただいたりとか、あるいは食べ残しをしないように呼びかけをしていただいたりとか、そういうような取組をしてもらって協力をしていただくところを、食べきり協力店という制度をつくりまして、お申し込みいただいたところにその認定のマークを送るとともに、江東区のフェイスブックであつたりだとか、あるいはホームページでお店のほうの紹介をさせていただいております。こちらはかなり賛同いただいているところが徐々に増えていきますので、こういうような取組を主軸にしながら、やはりしっかりやっていくべきだと考えています。

それから、高齢の単身世帯のお話ですけど、これは高齢者の単身世帯に限らず、フードロスを削減していくためには、大体、家庭ごみの中で3割から4割、生ごみでございまして、その中で約29%ぐらいが食品ロスではないかと言われるので、全体的に家庭ごみの中で12%ぐらいが多分、食品ロスではないかという推計が出されています。

そうすると、物理的に行政でそれを回収するというよりは、ライフスタイルの中で、やはりごみを出さないような生活に切り替えていってもらうということをしていかないといけないと考えています。ですので、先ほど岡野委員からもお話ありましたが、ロスを出さないようなメニューであつたり取組だつたりとか、生活スタイルへの啓発みたいなものをきちんとやっていく中で、そこの部分は変えていかないといけないと考えてござい

ます。

それから、ちょっと関連しますが、3番、フードドライブ、さらなる展開をしていくのかというところですが、フードドライブというのは、あくまでも家の中で食べ切れなくて、そのままであればごみにしてしまうものを、じゃあ、行政で回収窓口を置いて集めましょうというものです。なので、このフードドライブを突き詰めて考えていくと、家庭の中で無駄な食品が出ないで、一切フードドライブに集まらなくなっていくのが多分、理想だと考えています。

ですが実際問題として、まだごみとして出てしまうので、ごみとして出してしまうくらいであれば、窓口を置いて、そここのところ集めますと。ただし、本来であれば皆さん、食べられる分だけ買いましょうね、食べ切れるうちに食べましょうね、アレンジしている食べ切りましょうねというのが考え方だと思うので、行政がフードドライブを置く意味というのは、やはり啓発的な意味というのが一番大きいと考えています。ですので、単純に窓口を広げていけばいいというような、拡大路線がいいとは現在のところ考えておりません。

それから、4番の食糧危機にある国への支援のところなんですけれども、現在、江東区のフードドライブで集めているものは、大体、賞味期限が2か月以上残っているものというところでやっているんですが、大体、集まってくるものって、やっぱり長くても数か月というところ、長期間の移動等にもあんまり適していないもの等がございまして、そういうところを考えると、海外への支援というのはなかなか難しいだろうと考えてございます。ですので、国内のフードバンク団体等との連携によって、こちらを有効に活用していけばいいのかなと考えてございます。

それから5番目、プラの取扱いなんですけれども、これは先ほど説明の中でも述べさせていただきました3月9日に閣議決定されたプラスチック資源の循環促進法案の中で、製品プラについても、プラとして一括するという方針が出されたところなんですけれども、今、これは清掃業界だったり、中間処理の業界のほうでは、それを容器包装リサイクルのルートの中で処理していくという方針までは示されているんですが、そここのところ、費用負担であったりだとか具体的な手続だったりとか、そういうところがどういうふうになっていくのか、今のところ国が出されている法案だとか関連資料だけだと、まだ不明なところが大分あります。

例えば容器包装のリサイクルというのは、プラスチックを多く排出している企業が相応の負担金を出して、拡大生産者責任の中で回収の費用を企業が負担していくという仕組みになっているんですけれども、なので江東区のほうでも、今その容器包装リサイクルのルートで資源回収しているものに関しては、そういう容器包装リサイクル協会に費用を最終的なところで負担してもらいつつ、江東区で中間処理の部分を負担してやっているというところなんです、新しい法律を見たときに、最終的な資源をリサイクルする、その処分業者と自治体の間で、どういうふうにしてそれを処理していくかの計画をつくれれば、それはリ

サイクル協会のルートを使わなくてもできるというふうにはなっているのですが、その場合に、それは今までも実は自治体と業者が提携を結んでやることは可能だったんですけども、その場合って費用は自治体が自分のところで全て持ち出しをしてやる形だったんですね。

その辺のところ、費用負担の仕組みや、制度設計というのが、まだ現在のところ不明ですので、その辺のところを注視しながら、全体的に製品プラスチックについてどのように処理をしていくのが適しているのかというところを、計画を改定する中で見ていきたいと考えてございます。

以上でございます。

柳会長 河野委員、よろしいでしょうか。

河野委員 ありがとうございます。

柳会長 ほかに。それでは、田中委員、どうぞ。

田中委員 区民委員の田中でございます。

資料の3-4に記載があります古着の回収拠点の一つであります無印良品さんとの締結でございますが、こちらとの締結に向けまして、企業あるいは区のどちらかがアプローチをされたのかと思うんですけども、その辺の経緯を教えていただきたいのが1点と、また、ほかに民間企業などがこういった拠点の一つとして、候補など考えられているのが2点目でございます。

最後に、この無印良品の東京有明さんは、どちらかという区の地理的にいいですと南側に位置しておりまして、古くから住んでいらっしゃる、例えば亀戸であったり大島であったり、そういったところにも拠点などがあると、行きやすいのかなというようなことがありますので、そういった今後の方針など、事務局側のお考えなどお聞かせいただければと思います。

以上です。

清掃リサイクル課長 まず、無印良品の有明店にあります古着の回収ボックスの経緯なんですけれども、これは有明ガーデンの中に無印が、これは関東最大規模のお店になるんですけども、そういうようなお店を出すに当たって、何か行政と一緒に環境にいい取組をしたいということでご相談がありました。

それで、行政がお困りになっていることで、何か無印でお手伝いできる形で一緒にコラボができればいいと思うんですけど、何かありませんかねというようなのがまず無印さんからアプローチがあって、その中で、事務方の職員も含めてみんなでいろいろ意見交換をしていく中で、古着回収に関して、江東区は今イベント回収として、月に1回、深川で2か所、城東で2か所、場所を変えながらやっているんですけど、そのほかの常設回収をやっているのが清掃事務所だけだったので、どこか古着の常設回収ができるところが1つあるといいかなというような話をしたら、無印良品としても、じゃあ、そういうものもトライしてみたいということで、なったところです。

それで、ほかの施設はというところとの関係なのですが、実はあの仕組みというのが、民間の古着の回収事業者さんと区が協定を結んで、区のほうでは場所を決めて公共施設を借りて、回収する日時を設定する。それで実際にその現場では、古着の回収事業者さんが回収する車と人を出していただいて、そこで回収して、区はその集めた古着をそのまま事業者さんにお渡しして、事業者のほうで、その中から再利用ができるもの、そのまま着られるものを東南アジアの中古市場に持って行って、東南アジアで使えるものは使う。古着市場に流せないものに関しては、車の内装とかに使うような繊維リサイクルをするという仕組みになっていて、業者さんとしては、いい状態の古着を行政と提携することによって回収できる。区としては、職員費用を使わないでゴミを減らしつつ、古着のほうをリサイクルラインに当てられるというので、続けている制度で、なかなかそのところはどうまくできていると自負しているところなんですけど、また、日本の古着の回収っておおむねこういう形になっていて、業者が有償で取っているところ、今はもう大分なくなってきたんですけれども、自治体がお金を払ってやっている場合もあります、江東区の場合は今のところ無償で引き取っていただいているというような形になっています。

無印良品とやっているのも同じスキームで、今お願いしている民間企業さんに、無印良品に取りに行っていただいて、そちらのほうで回収もお願いしているということでやってございます。なので、設置に関しては無印に古着の回収ボックスを、無印のデザインに合うものということで向こうで作っていただいたんですけど、それ以後に関しては、区も有明の無印もお金のほうは出さないで、業者さんが商売の中でやっていただいているという仕組みなんです。

ただし物が、古着の中古の市場に流したところと、繊維リサイクルということなので、何というんですかね、物すごく利益幅の大きいものではない関係から、その事業者が赤字を出さないでやるラインというのも決まってくるので、例えばあんまり非効率な回収の場合だとなかなかもうからないし、もうからないようになってくると、なかなか人件費だとか回収費用というのを出すのが難しくなってくるというような部分もあると聞いています。

ですので、施設数を増にする場合というのは、ひとえにその回収のところというのが採算ラインに乗っかってくるのかどうかというところの事業者との話合いになってくるかと思っています。

有明に関しましては、南側のところの比較的、公共施設が少ないというところもありまして、それと新しくできるタイミングでご協力のお話があったので、やったのですが、それでも、現在のところ、北側に関しては回収するところのコストとの話になってくると思うので、今のところはイベント回収と合わせてやっていくのがいいのかなと。その上で、確かに常設回収を置けると、回収量は増えてくるのですが、その分、やはり回収の頻度、それから移動距離というのが伸びてくるので、その辺のところを考えどころかなと今のところ捉えてございます。

以上です。

柳会長 田中委員、よろしいでしょうか。

田中委員 はい、ありがとうございます。大変よく分かりました。

柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどこの件については専門委員会を立ち上げて、そこで審議していただくということになっているようですので、改定に当たって、江東区の環境基本条例の施行規則の第7条に基づき、会長として専門委員会を設置して、委員と委員長を指名したいと思います。

それでは、資料4をご参照いただけますでしょうか。ここに専門委員会の委員案を示しております。

委員長には、廃棄物分野が専門であります長谷川副会長をお願いして、委員には、芦谷委員、岡野委員、平岩委員、田中委員、岡本委員の6名の皆様をお願いできればと、そのように考えております。皆様、ご了承いただけますでしょうか。

(一同了承)

柳会長 ありがとうございます。それでは、選任された皆様、非常にタイトなスケジュールの中で、その中での審議となり、誠に恐縮ではありますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議題の1については了承していただくということでよろしいでしょうか。

(一同了承)

柳会長 ありがとうございます。それでは、審議の1は了承したということにしたいと思います。

◎報告1 令和2年度カーボンマイナスこどもアクション事業の実施について

柳会長 続いて、報告事項に移りたいと思います。「令和2年度カーボンマイナスこどもアクション事業の実施について」ですが、これについて担当課からの報告をお願いいたします。

温暖化対策課長 温暖化対策課長でございます。

報告事項1、令和2年度カーボンマイナスこどもアクション事業の実施についてでございます。

資料5をお願いいたします。まず、初めに概要でございます。例年、6月の環境月間に合わせて、区立小学校の5・6年生がカーボンマイナスこどもアクションに参加し、家庭での二酸化炭素の削減に取り組んでいるところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、9月に実施し、22校、3,197名が参加いたしました。取組の結果、1か月間で1人当たり平均25.1キログラム、全体で約80トンの二酸化炭素を削減し、最優秀校は水神小学校となりました。

概要は以上でございます。

次に、2、経過でございます。4月から5月にかけて新型コロナウイルス感染症の影響のため、全校が臨時休業、例年6月に実施しておりました当該事業を9月に延期いたしました。今年度の全校参加は難しいと考えまして、7月に全小学校等46校に参加のご協力を依頼いたしましたところ、22校が参加を希望いたしました。8月に記録シートを配布し、記録シートの回収方法につきましては、クラスごとに先生が回収するそれまでの方法から、回収ボックスへ児童が直接投入する回収方法に変更いたしました。10月に回収ボックスを学校から集積し、結果を集計いたしましたところ、11月に最優秀校1校と優秀校4校が決定。12月に表彰式を行い、表彰状等を寄贈。また、参加賞といたしまして、参加児童全員への配布用として、コットンバッグ等を参加校に送付いたしました。

裏面に行きまして、取組状況でございます。取組期間は、先ほど申し上げましたように9月1日から9月30日までの1か月間、参加学校数22校、対象者数3,573名のところ、参加者が3,197名で、参加率89.5%でした。二酸化炭素の削減量については、全体で80.166トン、1人当たり平均25.1キログラムでございました。また、出前授業といたしまして、東京ガス株式会社様と協働し、地球温暖化と再生可能エネルギーについて、亀高小学校5・6年生へ講義を行いました。

表彰校につきましては、記載のとおりでございます。

最後に5、表彰式でございますが、例年の優秀校を招いてティアラこうとうでの表彰式、講演会につきましては、中止いたしました。

今年度の最優秀、水神小学校の表彰式は、12月9日に区長室で行い、代表児童へ区長から木製の賞状、トロフィー、NPO法人江東区ハニービー・プロジェクトより寄贈された区役所屋上産蜂蜜4キログラムが手渡されました。

優秀校4校の表彰式につきましても、各学校で12月中に行い、最優秀校と同様の品々を贈呈いたしました。

今後も、本事業を通じまして、家庭や子供への環境に対する知識と行動の定着を一層図ってまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

柳会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

◎報告2 令和3年度環境関連施策の予算概要について

柳会長 それでは、続きまして報告事項2、「令和3年度環境関連施策の予算概要について」、この報告をお願いいたします。

温暖化対策課長 温暖化対策課長でございます。私のほうで一括でご説明申し上げます。ご質問等につきましては、それぞれ担当課よりお答えいたしますので、あらかじめご了承ください。

資料6をお願いいたします。環境清掃部が所管する環境関連施設につきまして、来年度

に新規やレベルアップ等、拡充された4事業についてご報告申し上げます。

まず1、新たな取組のうち①環境学習情報運営事業でございます。所管は温暖化対策課で、予算額は1,308万円のうち、200万が新たな取組の経費となります。

内容といたしまして、区公式チャンネル等で、えこっくる江東常設展示室のごみ戦争のコーナーについて、歴史や経緯などを動画で紹介し、自宅にしながら施設見学ができるよう、動画を製作するための費用となります。

次に、②ハクビシン・アライグマ対策事業でございます。所管は環境保全課で、予算額99万円となります。内容は、外来種対策となりますが、区内でも年間ハクビシンで50件、アライグマで10件程度の目撃情報があり、その防除のため、10件分の箱わな設置・回収・処分の委託費用となります。

次に、③災害廃棄物処理計画策定事業です。所管は清掃リサイクル課で、予算額は600万円となります。内容といたしまして、災害時における廃棄物処理について、迅速な処理が行えるよう、平時から大規模災害時まで切れ目のない災害対策計画を策定するための委託費用となります。

次に2、事業の拡充でございます。一般廃棄物処理基本計画管理事業でございます。所管は清掃リサイクル課で、予算額は787万のうち613万円がレベルアップの経費となります。本日、審議でございましたので、内容は省略いたしますが、計画を策定するための委託費用となります。

説明は以上でございます。

柳会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問ございますか。

堀川委員、どうぞ。

堀川委員 今の説明の中で、ハクビシン、アライグマの対策ということなんですけど、何か目撃情報は、ハクビシンが50件、アライグマ10件ということなんですけど、目撃されて、捕獲をしたんでしょうか。その経過をちょっと教えていただきたいのですが。

環境保全課長 環境保全課長でございます。

ハクビシン、アライグマの被害状況でございますが、平成24年度からこちらで区民の皆様からの連絡の記録を取り始めておりますが、平成24年が4件程度から10件程度で27年度までございましたが、28年度以降、急激に上がりまして、29年度から50件台で推移しているところでございます。

ハクビシン、アライグマは、鳥獣保護法により、東京都知事の許可を得た者でないと捕獲等できませんので、区として捕獲等はしてございません。ご相談があった場合には、そのような資格を持っている東京ペストパトロール協会を御案内してございましたが、平均11万円程度の費用がかかるということで、被害がだんだん増えていることも考えまして、区で委託事業ということで今回、行うことにいたしました。

以上でございます。

堀川委員 何かこれはおかしいね。だって予算を立てて、1頭捕獲すると11万取られるとかと言うけど、外来種に許可が要るんだということで、こういう予算が立てると。捕獲は区でできないわけね、これ。ほかに委託するわけですか。依頼するわけですか。もう一回、説明してください。

環境保全課長 環境保全課長でございます。

区は資格を持ってございませんので、そのような資格を持った事業者に委託をして、捕獲をお願いするというところでございます。捕獲方法については、箱わなを設置して捕獲、殺処分していただくという内容でございます。

以上です。

堀川委員 ハクビシン、アライグマとか、特にハクビシンの場合は、被害のことをいろいろ伺っているんだよね。大分、被害をこうむっている方がいるみたいなんですけど、これは何かの方法でやっぱり捕獲していかないと、また増えていくんじゃないですか。ちょっと私は対策としては非常に生ぬるいと思いますね。もうちょっと厳しくやってもいいと思うんですけど、どうなんですか。

環境保全課長 環境保全課長でございます。

確かに増えているという状況でございますので、今後、事業を拡大していくかどうかとも検討してまいります。取りあえず1年目としては、50件程度のハクビシン目撃情報の中で、現実には屋根裏にいたりとか、あるいは庭の果実が食い荒らされたとか、そういう被害については、50件台のうち大体10件ぐらいでございますので、そのまず10件の生活環境被害に遭っている方の捕獲の費用ということで今回、計上させていただいたところでございます。その内容を見まして今後、拡大等も検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

柳会長 よろしいでしょうか。

ほかに何かご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

◎報告3 急速充電器整備事業の見直しについて

柳会長 それでは、続きまして、報告事項の3「急速充電器整備事業の見直しについて」、担当課からの報告をお願いいたします。

温暖化対策課長 温暖化対策課長でございます。

資料7をお願いいたします。

まず、1の背景及び2の概要でございますけれども、区では、電気自動車の普及及びインフラ整備の充足を目的に、平成22年11月から庁舎駐車場、平成27年9月から豊洲シビックセンターに、急速充電器、普通充電器をそれぞれ各1基ずつ整備し、無料で利用を進めてまいりました。

庁舎駐車場の充電器におきましては、設置から10年が経過、老朽化もあり、また近隣

の民間施設では充電器の設置も進んだことも鑑み、当初の目的への役割を終えたと認識しております。また、安全な安定運転を確保する保守管理が令和2年度をもって終了、機器の入替えを要することから、令和3年3月をもって一旦廃止といたします。

3の周知でございます。庁舎駐車場の充電器の令和元年度における延べ利用台数は725台。1日当たり平均2.9台でございました。廃止に当たり、区報やホームページ等で周知を行い、また利用者へは近隣の民間施設を御案内いたします。

4、その他でございます。豊洲シビックセンターの充電器の令和元年度における利用実績は年間2,317台。1日当たり平均6.3台で、近隣の民間施設も数少ないことから、継続いたしたいと存じます。

2ページ以降に、参考といたしまして、庁舎駐車場と豊洲シビックセンターの充電器の利用状況と、区内充電器の設置状況を記載いたしましたので、後ほどご覧いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

柳会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何か質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして、本日の議事は全て終了ということになりました。次回の日程について、事務局から報告をお願いいたします。

温暖化対策課長 温暖化対策課長でございます。

次回の日程についてでございます。令和3年度の第1回環境審議会につきましては、令和3年7月29日木曜日14時30分から、場所は江東区役所7階、第71、72、73会議室を予定しております。

また、第2回は、令和3年9月6日月曜日14時からを予定しております。いずれにいたしましても後日、文書にてご案内申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

柳会長 それでは、以上もちまして、本日の審議会を閉会いたしたいと思えます。どうもありがとうございました。

午後3時12分閉会